課長・局長 各位

有田町長 田代正昭(公印省略)

平成26年度予算編成方針について (通知)

わが国の経済について、内閣府が公表した10月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復しつつある」と報告がなされている。その先行きについては、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されると見込みながらも、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっていると指摘している。

このような経済情勢のなか、国は、経済再生と財政健全化の双方の両立のため、「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)及び「中期財政計画」(平成25年8月8日閣議了解)を策定し、今後10年間の平均で、名目国内総生産成長率3%、実質国内総生産成長率2%程度の成長を目指すとしている。また、「平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(平成25年8月8日閣議了解)では、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)等を踏まえた「新しい日本のための優先課題推進枠」を設ける一方で、義務的経費等以外の要求額を一律10%削減した範囲内で要求が求められたところである。

一方、地方財政については、総務省の概算要求において地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされている。しかしながら、地方交付税の要求額は、出口ベースで16.8兆円と今年度当初予算から3千億円以上減少している。自主財源が乏しい当町には大きな影響が懸念されるところであり、それらの検討状況等について注視するとともに、適切に対応していくことが必要である。

また、10月1日には消費税率の引き上げが閣議決定されたところであり、これらの国の政策が地方財政へ与える影響は大きく、本町においても歳入歳出双方に影響を及ぼすこととなるため、国の新たな経済対策や地方財政対策の具体的内容など国の動向を注視していく必要がある。

本町の財政状況について平成24年度決算をもとに分析すると、歳入は決算額約91億1千万円(対前年比△7.3%)、歳出は決算額約86億円(対前年比△9.3%)となった。歳入のうち、根幹をなす町税を含む自主財源は30億9千万円(対前年比+1.1%)で、歳入総額に占める自主財源の割合は34.0%と低く、地方交付税等の依存財源に頼っている状況である。また、歳出における人件費・扶助費・公債費で構成している義務的経費は44億8千万円(対前年比+0.6%)で、歳出総額に占める割合は52.1%であり、依然として高い水準で推移して

いる。

財政構造の弾力化を示す経常収支比率は83.5%(県内町平均86.9%)で、健全ラインといわれる80%未満を上回っており、臨時的な財政需要に対して余裕のない、いわゆる硬直化した状況と言わざるを得ない。

一般会計、特別会計、公営企業会計の町債残高総額は、平成17年度末の約232億円をピークに減少傾向となっているが、平成24年度末では約174億1千万円となっている。実質公債費比率についても12.7%(県内町平均12.3%)と、いまだ高い水準に留まっている。このことから、公債費の負担軽減のため、今後も町債の繰上償還の実施や新規借入を抑制する必要がある。

基金総額約33億9千万円のうち、財政調整基金及び減債基金の残高については、平成18年度末に約9億3千万円であったものが、平成24年度末には約12億円と増加している。しかしながら、平成28年度以降は地方交付税の算定方法見直しにより徐々に減額していき、平成33年度には△5億円超(5年間で約12億の減)が予想される。また、税収の先行きも不透明であり、財源確保の状況次第では、基金取り崩しなど財源調整を行うことが必要となる。

このような本町の財政状況を全職員が改めて認識し、共通の理解を持った上で、当面の事業 計画を着実に推進するとともに、財政健全化に向け、行財政改革や、真に必要とされる施策の 重点化を含めた調整、事務事業の見直しについて、引き続き全庁一丸となって取り組むことが 強く求められているところである。

こうした点を踏まえ、平成26年度の予算編成においては、次に掲げる考え方に沿って、取り組むものとする。

1 予算編成の基本的な考え方

平成26年度は、有田町総合計画に基づき、「ひとが輝き 世界へはばたく土と炎のまち 有田」へつなげる施策を着実に推進するよう調整を行う。

また、東日本大震災や近年発生の災害の経験を踏まえた、町民生活の安全安心を守る取組の充実や、長引く不況により低迷する地域経済の活性化への取組をはじめとする新たな課題など、情勢の変化に対応しながら事業計画を着実に推進する。

有田焼創業 400 年事業や南部工業団地造成事業をはじめとする大型事業も控えており、行 財政改革により持続可能な財政構造を構築しながら、安定的な財政運営、事業実施につなが る予算編成を行うこととする。

(1) 有田町総合計画施策の推進

平成26年度は、有田町総合計画(平成20年度~平成29年度)の後期基本計画の2年目の年であり、限られた財源を重点的・効率的に配分し、施策の実現に向け、事業の推進を行う。

<施策の実現>

- ・協働により、行財政の効率化を図るまち
- 共に支えあう、健やかなまち
- ・安全・安心な、やすらぎに満ちたまち
- ・伝統を生かした、活力ある産業を創る交流のまち
- ゆとりある心が育つ結いのまち

(2) 自律的な予算編成

現下の町政の緊急課題に対し、限りある財源を重点的・効率的に配分するため、すべて の事務事業及び実施体制について、事業の廃止を含め根本的な見直しを聖域なく行い、再 構築を図ること。

(3) 事務事業総点検の反映

事務事業の効果的な展開を図るため、事務事業総点検による結果を踏まえて、予算編成に反映させるものとする。

(4)歳入・歳出予算の適切な算定

歳入・歳出予算の見積りに当たっては、最新のデータを使用し、実際の執行状況や他課の類似事業等を参考にするなど、適切な算定を行うものとする。

(5)歳入の確保

歳入面においては、未利用財産の売却や遊休財産の活用等を図るとともに、予算編成と 並行して企画課で調整される事務事業総点検結果等も考慮し、使用料・手数料、負担金等 の見直しを行うなど受益と負担の適正化を図ることとする。

(6) 課長等の責務に基づく詳細な査定による要求

各課・局・室長は、その責務として、本町の厳しい財政状況と社会経済情勢の変化を認識した上で、徹底した事務事業の見直しと歳出の抑制、財源の確保に努めるとともに、本町が直面している様々な行政需要に的確に対処していくことを基本とし、詳細な査定を行ったうえで予算要求を行うこと。また、提出期限を厳守すること。

2 全般的な留意事項

(1) 予算の経費区分・要求基準

歳出予算は、「A経費:義務的経費」「B経費:準義務的経費」「C経費:臨時的経費」「D 経費:政策的経費」「E経費:一般行政経費」に区分する。

経費別の要求基準は、別紙「枠配分予算編成について」に示すとおりとする。

(2) 債務負担行為

債務負担行為の設定が必要なものについては、事業内容、規模等について十分精査のうえ、安易に後年度の財政負担を招かないように留意し、要求すること。

※設定済みの債務負担行為について、今後の支出見込額等について、再度確認を行うこと。

(3)予算単価及び参考見積

- ・積算に当たっては、最近における実績を考慮するとともに、別に定める単価表(賃金単価等)も参考にし、過大・過小の見積りとならないように留意すること。
- ・参考見積りは、その内容が1社からしか購入できないもの、1社にしか発注できないものを除き、必ず2社以上から取り寄せ、平均単価を用いるなど、過大・過小の見積りとならないように留意すること。

(4) 実態に即した予算要求

要求見積りにあたっては、前年度当初予算額に固執することなく、25年度執行見込額 及び25年度上半期の執行状況等を加味して積算し、不用額や不足額が生じないように見 積もること。

また、業者から取り寄せた見積金額のみに頼ることなく、見積りの条件や実施方法の妥当性などについても精査すること。

(5) 適正負担に基づく町民サービス

施設利用や各種行政サービスの提供において、受益者に応分の負担を求めることは、町民負担の公平化の観点からも大切な要素である。安易に「住民負担を軽くすることがより良い行政サービス」という固定観念を持たず、適正負担のあり方を検証したうえで、事業を実施すること。

(6) 町民等との協働を視野に入れた事業立案

今後の行政運営のあり方を考えた場合、町民等と行政との協働が不可欠となってきている。単に、行政の補完的な役割を期待する「協働」ではなく、町民等の独創性や英知を結集できる「協働」のあり方を主眼に置き、既存事業の見直しや再構築を行うこと。

(7) コスト意識を持った予算編成

コスト意識を持ち、前例にとらわれることなく、積極的に事業の見直しを進めること。 具体的には、次のような視点を携えた予算編成を行うこと。

- ①必要性・・・行政が担う必然性があるか
- ②効率性・・・投入するすべての行政コストに見合う成果が見込めるか
- ③有効性・・・期待される効果を最大化できる手法が選択されているか
- ④優先性・・・上記①②③の視点を踏まえたうえで、さらに他事業よりも緊急性が高い ものであるか

(8) 合併支援の効果的活用

合併自治体への財政支援となる国の合併補助金及び合併特例債を活用できるものは活用して、一般財源の持ち出しを最小限に抑えるように努めること。活用期間は以下のとおり。

- 合併特例債(起債) → 平成32年度事業まで
- ・ 国合併市町村補助金 → 平成27年度まで(平成26年度で補助枠活用済の予定) ※合併支援の目的としては、「旧町間の格差是正」「住民の一体感の醸成」など。
- ※特例債の活用については、11月末までに財政課と事前協議を行うこと。

(9) 公共施設の建設、大規模改修及び管理運営等

①建設、大規模改修

建設費または大規模改修の積算に当たっては、当該施設の耐用年数に相当する期間の管理運営費を含めたライフサイクルコスト※を考慮し、総合的に経済的な建設方法を検討すること。

※ライフサイクルコスト・・・建築コストだけでなく、維持管理や改修・廃棄に必要なコストも含めた構造物のコストのこと。

②管理運営

- ア)利用効率の悪い期間や時間帯を点検し効率的な管理を行うとともに、地域の協力 を得ながら協働による管理手法を検討すること。
- イ) 利用者の受益と負担のあり方を総合的に検討すること。
- ウ)利用のしやすさを考慮し、民間的発想を取り入れた柔軟な施設の利用促進を検討 すること。
- エ) 指定管理者制度の活用を積極的に検討すること。

(10) 歳入・歳出要求の前提

①歳入面

- (ア) 総計予算主義に基づき、すべての歳入について計上すること。
- (イ)国及び県補助金はもとより、財団法人等助成事業の活用を十分検討し、財源確保 に最大限努めること。

②歳出面

- (ア) 新規事業(項目)で26年度以降も経常的な経費に該当するものについては、各課配分額内で対応することとし、その経費も含めて「E経費:一般行政経費」で要求すること。
- (イ)上記(ア)以外の経費(義務的経費、準義務的経費、政策的経費、臨時的経費)についても、予算編成方針に沿った要求を行うこと。
- (ウ) 扶助費について、特に町単独の扶助費については事業の根本まで遡り、事業の存 廃を含めた見直しを聖域なく行うこと。
- (エ)補助金・助成金についてもゼロベースの視点に立った見直しを図ること。
- (オ) 車両購入については、原則として予算計上を見合わせること。
- (カ) 投資的経費については、事業の必要性、優先性、効果等を十分検討したうえで確実に見積もること。補助事業については、承認が得られず後日予算の減額または単独事業へ振り替えることがないよう、関係機関との連絡を密にし、的確に見積もること。また、補助事業費の積算にあたっては、工事雑費、事務費の限度額(率)を明示するとともに、可能な限り人件費に計上すること。

なお、国、県の補助事業といえども安易に予算計上することなく、事業の緊急性、 必要性、行政効果等を十分検討し、課内で優先順位を厳選したうえで、後年度負担 を含む中長期的な視点から予算計上すること。

〈見積りにあたっての視点〉

- ①本来補助事業で実施できるものを単独で行っていないか
- ②合併支援(国補助金、合併特例債)を受けられる事業ではないか
- ③事業計画にあたって、新たな用地取得を要する場合は確実な見通しは立っているか
- ④事業実施後に生じるランニングコストは十分検証されているか

(11) 年度途中での補正について

年度途中での補正予算は、真にやむを得ない場合以外は行わないこととするため、将 来見通しを確実に行い、内容を精査して要求すること。

(12) 消費税率(国・地方) の引き上げについて

平成26年4月1日から、消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられるため、歳入・歳出要求とも消費税率の改正を考慮し予算要求を行うこと。見積書を徴収する場合は、原則、変更後の率での提出を依頼すること。

また、長期継続契約を締結している業務等については、一部を除き、契約額(消費税 増率分)の変更が必要になります。必要に応じて契約相手方と協議し、適正な額を要求 すること。

3 個別的留意事項

【 歳入面 】

(1) 町税

町税収入については、経済情勢や制度改正の動向及び課税対象を的確に把握し積算するとともに、庁内外で連携できるものは連携しながら、機動的な組織運営により収納率の向上に努めること。また、町民の負担の公平・適正化の観点から、収入未済額の削減に向けた徴収を強化すること。

(2) 地方譲与税・各種交付金

過去の実績等を十分勘案し、的確な見積りを行うこと。

(3) 分担金・負担金、使用料・手数料等

受益者負担の適正化の観点から、安易に「負担増は行政サービスの低下につながる」といった認識はせず、公正な費用負担の確保に努めること。

また、設定単価の検証、改定の要否についての検討を行い、検討の結果、改定の必要が生じた場合は、改定原案(原価計算等の設定根拠となる資料)を提出すること。

(4) 国庫支出金・県支出金

- ・ 国や県の新年度予算編成の動向、制度見直しに留意し、補助基本額や補助率等を的 確に把握し、過大見積りや年度途中での大幅な補正が生じないようにすること。
- ・ 交付金等の包括化に伴う制度変更については、該当課と協議し、漏れのないように すること。

(5) 町 債

町債発行による公債費は、後年度負担として財政運営に大きく影響するため、「平成25年度地方債同意等基準」等に基づき、対象事業および充当率を精査し積算すること。 なお、町債を財源とする場合は、充当率・交付税措置等を勘案し、財政的に有利な地方債メニューの選定に努めること。

(6) その他の歳入

- ・ 過去の実績や基礎数値の推移などから、平成26年度に見込み得るすべてについて 積算・計上すること。
- ・ 未収金の徴収については、関係各課の連携を深めるなど、その取組みを強化すると ともに、納めやすいしくみについても検討し、収納率の向上に努めること。
- ・施設管理、事業実施について、他市区町村、先進地等の取り組みを参照しながら、継続した運営のための新たな財源を検討すること。

(7) 公有財産の有効活用

公有財産については、その性格、活用見通しを判断し、処分可能な土地については積極的に売却を検討するなど、有効活用策を検討すること。

平成26年度予算編成においては、特定財源を除く一般財源を配分し、特定財源は当該 事業に充当することとなるが、下記の特定財源については充当先を限定するため、当該事 業等への充当は行えない。

- 1. 保育料(公立保育園分) → 保育園費「人件費」へ充当
- 2.保育料(私立保育園分) → 児童福祉総務費「保育所入所委託費」に充当

- 3. 基礎年金事務費交付金 福祉年金事務費交付金 国民年金協力·連携事務費
- 国民年金事業の必要最低限の事務費を差し引い た残を「人件費」に充当
- 4. 住宅使用料 → 必要最低限の事務費を差し引いた残を「人件費」「公債費」に充当
- 5. **有田磁石場組合事務費負担金** → 商工費「人件費」に充当
- 6. **県民税徴収交付金** → 賦課徴収事業の必要最低限の事務費を差し引いた残を、「人 件費」に充当
- ※その他特定財源においても、充当可能な充当先がない場合などは人件費等の財源に充て る場合があり得る。

【 歳出面 】

(1) 1節 報酬

- 特別職(常勤・非常勤)の報酬は、現行条例の額によること。
- ・ 人数は、平成26年4月1日現在の見込み人数によること。
- ・ 各種委員会、審議会については、過去の実績等を考慮し、定数や開催回数の見直し を検討すること。

(2) 2節~4節 給料・職員手当等・共済費

- ・ 平成26年4月1日現在の見込み人員、給料表を基礎に積算すること。退職等に伴 う前年度との変動内容について明らかにしておくこと。
- ・ 時間外勤務手当については、十分精査のうえ計上すること。

(3) 7節 賃金

- 臨時職員の雇用は必要最小限とし、次に掲げる場合に積算・計上すること。
- ①雇用しなければ事務事業の執行が不可能な場合
- ②雇用することによって、職員の時間外勤務手当の削減が明らかに認められる場合 ※「様式8 嘱託職員・臨時職員雇用要望調書」により提出すること。
- ・季節的な繁忙等による臨時職員の雇用については、事務の効率化と改廃、業務分担等 を含め、ゼロベースの視点に立った見直しを行い、削減に努めること。

(4) 8節 報償費

- ・ 委員謝礼等は、出席率等も考慮して適切に見積もること。
- ・ 参加賞に類似する報償費は、ゼロベースの視点に立って、必要性と内容を検討すること。

(5) 9節 旅 費

- ①普通旅費・・・・過去の実績、25年度上半期の執行状況等から年間所要額を見積もり、その必要性、人数等を調整し節減に努めること。
- ②特別旅費・・・・大会旅費及び宿泊を伴う出張は、原則認めない。特別な理由がある場合は計上理由及び内容について、財務システムへの要求見積額入力の際に説明欄に記述するか、参考資料として提出すること。
- ③費用弁償・・・・各種委員会分については、再度その委員会の必要性、委員の人数等 の検証を廃止も含めて行い、積算すること。

(6) 10節 交際費

実績等を考慮し、節減の方向で検討すること。

(7) 11節 需用費

- ①消耗品費 ・・・ 在庫の状況等も精査したうえで、可能な限り節減に努めること。
- ②光熱水費・・・ 節電・節水に努め削減を図ること。新規分の計上漏れ等がないように留意すること。
- ③燃料費・・・・単価は「平成25年度予算見積単価表」によること。
- ④食 糧 費 ・・・ 出席者に報酬等が支払われている会議等の食糧費は、原則として認めない。なお、これ以外についても、対象人員の見直しや会議時間の短縮、会議時間設定の工夫などにより、極力抑制に努めること。
- ⑤印刷製本費・・・ 原則、内部印刷(自前作成)とする。カラー印刷または大量印刷により外部印刷が必要な場合は、契約方法、実績単価、作成部数等を十分精査のうえ積算すること。
- ⑥修 繕 費 ・・・ 必要最小限の要求とする。ただし、法的更新が必要なものや年次 計画等により修繕を要するものについては、修繕内容を精査したうえで所要額を適正 に見積もること。「工事請負費」へ計上すべきものは、15節に計上すること。

(8) 12節 役務費

- ①通信運搬費・・・ 極力、節減に努めること。必ずしも封書による通知が必要でない場合は、葉書での通知を検討すること。
- ②保 険 料 ・・・ 建物災害保険料及び自動車共済保険料(任意)、同(自賠責)は、 別紙資料により要求すること。
- ③その他広告料、手数料等・・・ 実績、内容等を十分精査して要求を行うこと。

(9) 13節 委託料

- ①法令等によるものを除き、これまでの例にとらわれることなく必要性、費用対効果等 を踏まえ、委託の是非も含め、仕様の見直しなどを必ず行い、より一層の削減に努め ること。
- ②引き続き、長期継続契約の検討などを行いながら、経費の節減を図ること。すでに長期継続契約を締結している業務については、歳出予算要求見積書の説明欄に、長期継続契約であることが分かるよう入力すること。(契約期間、年度等)

(10) 14節 使用料及び賃借料

土地借上料、有料道路通行料、駐車料等、適正額を見積もること。

(11) 15節 工事請負費

- ①工事請負費については緊急性、必要性、優先度等十分検討を加え、最新の契約状況等を参考に見積もること。なお、施工時期や積算単価についても留意し、工事コストの 縮減に努めること。
- ②写真、位置図、平面図等を参考資料として1部添付すること。
- ③関連する経費及び他課と関連する経費について相互連絡をとること。
- ④大規模改修・修繕(100万円以上)に類するものは、施設の老朽化を勘案し、計画的に維維持補修を行うことを前提とするが、原則として一件査定(一件審査)とするので、優先順位を付して要求すること。また、対象施設に関する過去の改修・修繕の経過及び今後の計画、改修・修繕を行うことでの効果などについても、資料を作成のうえ提出すること。

(12) 17節 公有財産購入費

購入予定面積、単価等に基づく明確な積算を行うこと。

(13) 18節 備品購入費

- ・ 既存備品の破損や故障等による購入を除き、新規購入は見合わせること
- 車両の新規購入は認めない。

(14) 19節 負担金、補助金及び交付金

- ①各種補助金・・・補助の終期を設定するように努め、目的の達成度合いや社会情勢に 即して必要性を検証することとし、補助率及び補助単価等の根拠、目的、算出基礎等 を再点検したうえで積算すること。特に、多額の剰余金の生じている団体、交付が長 期にわたっている団体、事業目的が類似している団体等に対する補助金は、見直しを 行うこと。
- ②負担金・・・新規負担金を計上する場合は別紙により資料を提出するとともに、研修 参加負担金を計上する場合は、その内容と積算資料を提出することとし、必要最小限 にとどめること。
- ③一部事務組合等負担金・・・一部事務組合等の負担金については、一部事務組合と構成市町と組合の予算を十分協議のうえ、予算要求を行うこと。なお、本町の厳しい財政状況を念頭に置いて、組合に対しても行財政改革の取組みを促すこと。
- ※見直しに当たっては、関係者と十分な情報交換、協議を行い、町としての説明責任を 果たし理解を求めながら行うこと。

(15) 20節 扶助費

法令に基づく扶助費については、制度改正の動向、単価、対象件数の推移等を的確に 把握し、関係機関と十分調整をとり過大見積りとならないよう積算すること。

(16) 25節 積立金(基金利子)

各基金に係る利子については、会計課の積算による額に基づき、歳入・歳出予算(及び充当)を漏れなく計上すること。

4 特別会計・公営企業会計

特別会計及び企業会計においては、その会計の設置目的に基づいて適正な運営に努めるとともに、徹底した事業の効率化と収入の確保を図り、一般会計からの繰出金の増加が今後の財政運営に影響を及ぼすことを考慮し、独立採算性の堅持と健全経営に最大限の努力を払うこと。

また、制度の改正等に伴い一般会計からの繰出金が増加する場合は、その理由・根拠等が分かる資料等を提出すること。

平成20年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の公表が義務付けられ、そのうち、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率については、特別会計等も含めた連結ベースの指標である。このことを念頭に置き、すべての会計において健全性を高めるべく、一般会計同様に事務事業の見直しを徹底して行うこと。

5 一般的な留意事項

(1) 事業の仕分け、整理について

予算の執行管理、行政評価(事務事業評価)との連動等を考え、25年度現在設定している事業を基本とし、さらに詳細に区分する必要があると思われるものについては、次のとおり事業の整理を行うこと。

- *25年度に設定している一つの事業(「・・・総務管理事業」「・・・一般管理事業」) に、いくつもの事業が入り混じっていないか確認のうえ、できるだけ事業の細区分を行 うこと。⇒システム上、事業の設定、各費目の設定が必要です。
- *基本的に、補助事業については1補助事業につき1事業をおこすこと。

(2) 予算の入力について

- *財務システム画面を「平成26年度」に切り替え、「歳入予算見積書」で該当事業を打ち出す。この時点の要求書は25年度当初予算の積算内容が複写されている。
- *26年度予算要求の入力は、「歳入予算見積(要求)入力」で行う。
- *歳出の場合も歳入同様に。「歳出予算要求書」を打ち出す。この時点の要求書は25年 度当初予算の積算内容が複写されている。
- *26年度予算要求の入力は、「歳出予算見積(要求)入力」で行う。 歳入、歳出ともに、26年度に必要のない記載は、「行削除処理」を行うこと。

*財務システムにおける26年度の入力は、11月18日(月)から可能とする。

(3) 個人情報の入力について

個人情報保護の観点から、予算要求見積書には個人名の記載は行わず、A、B等の記述にとどめること。(予算編成過程を公表するとも限らないため)

(4) 流用・予備費について

予算の流用や予備費の充用がないように適正に予算計上を行うこと。また、原則として、 流用した科目への補正は認めないため、適正に見積もること。

(5) 新規事業について

長期的な新規事業は、綿密に年度ごとの計画を立て、合併支援・財源等を十分勘案すること。

●骨格予算の編成●

■「骨格予算」とは・・・

本来、予算はその年度のすべての歳入、歳出で編成されるものです。しかし、 町長選挙が行われる年度は、政策的な判断ができにくいため、義務的経費や継 続的事業を中心に計上し、政策的な新規事業等は計上せずに編成せざるをえま せん。このような形で編成される予算を「骨格予算」といいます。

■「骨格予算編成」の基本的な考え方

- ○義務的経費(人件費、扶助費、公債費)をはじめ、毎年の行政運営に必要 不可欠な経費については年間の所要見込額を計上します。
- ○継続的に事業を行う必要があるものは、年間の所要見込額を計上します。
- ○年度当初から事業を行わなければ、事業執行に支障をきたすものについては、所要見込額を計上します。

■政策的予算について

新規事業及び政策的経費は、基本的に町長選挙後速やかに、十分な検討を行ったうえで、補正予算として6月議会に上程することとなります。

- ○政策的経費のうち、継続的事業である合併特例事業は、予算計上予定。(新 規の合併特例事業は除く)
- ■特別会計について

原則、年間の所要見込額により計上します。

【予算要求段階からの実際の動き】

・予算要求 ・・・ 各課は「通年予算」として要求

・予算編成 ・・・ 政策的経費、新規事業等を除いた骨格予算を編成

(3月議会へ骨格予算を上程) ⇒ ①

・町長選挙後 ・・・ 政策的経費の予算編成作業

※予算要求時の政策的事業、新規事業等資料を活用し、政策的予算の編成、肉付け作業を行う。 (6月議会へ補正予算を上程) ⇒ ②

① + ② = 平成26年度予算

★予算要求の際は、新規事業・政策的経費などを含めること。6月議会で通常 補正が生じないよう、骨格予算で編成すべきものは確実に行うこと。